

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】令和1年12月5日(2019.12.5)

【公開番号】特開2019-186829(P2019-186829A)

【公開日】令和1年10月24日(2019.10.24)

【年通号数】公開・登録公報2019-043

【出願番号】特願2018-77864(P2018-77864)

【国際特許分類】

H 04 R 1/02 (2006.01)

H 04 R 1/00 (2006.01)

【F I】

H 04 R 1/02 1 0 2 Z

H 04 R 1/00 3 1 0 F

【手続補正書】

【提出日】令和1年9月5日(2019.9.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

映像が表示される表示部側から音響を出力する音響出力装置において、前記表示部を有するディスプレイ素子と、駆動信号に応じて駆動する励振素子と、前記ディスプレイ素子と前記励振素子との間に配置され、前記励振素子の振動を前記ディスプレイ素子の前記表示部側に伝達する伝達パネルと、  
前記ディスプレイ素子の前記表示部側に配置されたカバーパネルと、  
を備え、

前記カバーパネルから音響を出力する音響出力装置。

【請求項2】

前記伝達パネル及び前記カバーパネルは、全面において前記ディスプレイ素子と接着されている  
請求項1に記載の音響出力装置。

【請求項3】

前記伝達パネル及び前記カバーパネルは、正面から見て前記ディスプレイ素子よりも大きな幅または高さを有し、

前記伝達パネルは、前記カバーパネルの、正面から見て前記ディスプレイ素子よりも外側の、外周部の少なくとも一部と接続される  
請求項1に記載の音響出力装置。

【請求項4】

前記伝達パネルは、前記ディスプレイ素子との間の少なくとも一部に非接続部を有する  
請求項3に記載の音響出力装置。

【請求項5】

前記ディスプレイ素子は、フィルム状の素子であり、  
前記伝達パネル及び前記カバーパネルは、前記ディスプレイ素子よりも高い剛性を有する  
請求項1から請求項4のいずれかに記載の音響出力装置。